

ふじのくにフロンティア推進エリア認定制度に係る質問・回答

令和元年6月19日現在

No.	Q	A
1	<p>・協議会を設置して、推進エリアに新拠点区域を設定する場合、拠点ごとに協議会を設置する必要があるか。</p>	<p>・事業実施に係る合意形成の体制については、推進エリアにおける事業進捗全体を網羅するものであるから、新拠点区域ごとに合意形成の体制を必要とするものではない。</p>
2	<p>・設定した推進エリアの事業実施中における拡大、縮小等の変更は可能か。可能であるとすれば、どのような条件が付されるのか。</p>	<p>・ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱第5条により推進エリアの変更が可能である。この場合、“ふじのくに”のフロンティアを拓く推進会議評価部会による審査を経る必要がある。具体的には、新拠点区域等の拠点の追加や、事業内容・範囲の変更等が可能である。</p>
3	<p>・「ふじのくにフロンティア推進エリア認定要綱」の別表（第2条関係）において、認定の判断基準として革新的技術等の活用が挙げられているが、革新的技術は推進エリア認定の必須条件となるのか。</p>	<p>・革新的技術等の活用は、推進エリア認定の必須条件となる。革新的技術等の例については、ふじのくにフロンティア推進エリア申請の手引P2に記載の通りだが、今後実装が期待される技術であればそれに向けた実証実験や、ICT等現在実装している技術の活用等も含める。活用する革新的技術等には、様々な段階がある。</p>
4	<p>・新拠点区域の認定は、推進エリア認定申請書にて行うのか。または、別途申請が必要となるのか。</p>	<p>・新拠点区域は、推進エリアの認定申請時に設定することから、別途新拠点区域を申請する必要はない。</p>
5	<p>・推進エリアに認定された場合、新拠点区域について、総合特区制度の支援措置が活用可能になるのか。</p>	<p>・総合特区制度を活用するためには、利子補給金や財政支援要望等の活用見込みを踏まえ、別途、当該事業を総合特区計画に位置付けることが必要となる。</p>
6	<p>・認定受付期間は令和元年度からいつまでを予定しているのか。</p>	<p>・認定要綱上は受付期間を定めていないが、令和4年度までの第2期計画において圏域づくりの先導的モデルを段階的に創出していくため、来年度以降も継続して認定を行っていきたいと考えている。</p>

7	<p>・推進エリアの申請にあたり、近隣市町に影響がある場合には、推進体制の構成員だけでなく、近隣市町との同意形成など広域的な調整が必要になる場合も想定されるが、推進エリアの認定にあたっては、どのような制度設計となっているのか。</p>	<p>・事業の確実な実施のため、近隣市町との調整が必要と考えられる場合は、事業推進に支障が無いよう事業計画段階において十分調整されているか、申請に係る事前協議や申請を受理する際に確認を行う。</p>
8	<p>・推進エリアの申請のためには、推進エリア計画の策定が必要とのことだが、どの程度のものであれば計画として認めてもらえるのか。</p>	<p>・推進エリア計画は、市町内部の意思決定や関係者の調整等を経て、対外的に示すことができる程度の具体性をもつ必要がある。</p>
9	<p>・内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業として、開発地周辺農地の農業基盤整備等への支援とあるが、具体的にどのような支援か。</p>	<p>・市町等からの申請に基づき開発地周辺農地において、県が生産基盤整備・生活環境整備等の農業基盤整備事業や、これに必要な調査・測量等を実施するものである。事業費の負担割合は、県が1/2、申請者が1/2となる。</p>
10	<p>・支援の特例のうち、助成する割合の目安は（ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱別表中2，4，5）。</p>	<p>・市町等が行う工業用地の整備のうち市町が負担する公共施設整備に対する助成：補助率1/3</p> <p>・事業者が行う豊かな暮らし空間を実現する住宅地整備のうち、市町が補助する公共施設整備に対する助成：補助率1/2</p> <p>・開発地周辺農地の農業基盤整備等への支援：県負担率1/2</p>
11	<p>・推進エリア設置要綱別表中5に「農業基盤整備等への支援」とあるが、例えば農振農用地区域の除外に向けた手続きに係る庁内調整等の支援も含まれるか。</p>	<p>・土地利用調整等は、総合政策課を窓口とする“ふじのくに”フロンティア推進プロジェクトチームで一括して受け、全庁一体となった支援を行う。設置要綱別表5に記載の農業基盤整備への支援とは、開発地周辺農地の農業基盤整備に係る事業支援であり、その内容はQ9のとおりである。</p>